

【次第1：職員等紹介】（省略）

【次第2：説明】

〈藤沢市〉

早速ですね、(1) 基準水位等について、ご説明をいただきたいと思います。  
まずはですね、こちら、神奈川県の方からご説明をいただきたいと思いますので、今準備を  
しますので、しばらくお待ちください。

〔(1) 基準水位等について〕

〈神奈川県〉

よろしくお願いたします。  
では、早速説明させていただきます。

資料1 スライド2

まず津波の発生メカニズムについてご説明させていただきます。  
海溝型地震が発生すると、このように海底が盛り上がりまして海底の上にある海も盛り上  
がります。  
津波を含む波は、浅海域へ進行すると波高が高くなる性質を持っています。  
また、津波についても同様に浅海域に進むと波高が高くなるという特徴を持っております。  
また、湾奥や岬の先端など、地形の影響を受けて波浪が高くなるという性質も同様に持って  
います。

資料1 スライド3

次に、津波浸水想定を見直した経緯等について説明させていただきます。  
東日本大震災被災地での国の調査等により、次の3つのことがわかりました。  
・ 根本的に津波想定を見直す必要がある  
・ 日ごろから津波のリスクを正しく理解し、逃げられるようにしておく  
・ 避難対策をハード面だけでなくソフト面でもより一層強化する  
その3つとなります。

資料1 スライド4

その教訓を踏まえて「津波防災地域づくりに関する法律」というのが出来ております。  
この法律は「何としても人命を守る」という考えにより、ハード・ソフトを総動員して津波  
防災地域づくりを推進することを目的としています。  
この法律は津波対策の代表としまして、2つのレベルの津波を想定しています。  
1つ目は「レベル1津波」と呼ばれる発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をも

たらず津波。

2つ目は「レベル2津波」として、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を想定しています。

神奈川県ではレベル2クラスのものとして、津波浸水想定を公表しています。

#### 資料1 スライド5

次に津波浸水想定について説明させていただきます。

県では、平成24年に最大クラスの津波として津波浸水予測図を公表し、津波対策を進めてきましたが、国から最新の知見等が提示されたため、神奈川県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される9つの地震を検討対象に、津波浸水想定として津波の見直しを行っています。

津波浸水想定につきましては、国が作成した「津波浸水想定設定の手引き」に基づいて検討を進めています。

具体的内容については国、県のホームページで公開しておりますので、ご確認お願いいたします。

#### 資料1 スライド6

次に津波浸水想定の中で使っている言葉について、簡単にですが説明させていただきたいと思います。

県の公表している「津波浸水想定について」では、津波高さとして、海岸線から約30m沖側の水位、これは波の高さではなく「水位」で表しています。

浸水深および基準水位については、地面からの高さ、地面を0mとしてどれだけ浸水するかを「浸水深」または「基準水位」として記載しています。

#### 資料1 スライド7

次に基準水位について説明させていただきます。

基準水位とは、「津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等に衝突する津波の水位の上昇（せき上げ）を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位」となっております。簡単に言いますと、津波が建物に衝突した水位の上昇分を考慮したものが、「基準水位」ということです。

この部分が、津波が建物にぶつかって上昇する分となっております。

実際の建物をシミュレーション上で検討しているわけではなく、基本となる浸水深に流速から求めるせき上がりを加えた値となっております。

この説明だけだとわかりづらいと思いますので、具体的な数値で説明いたしますと、降雨時の河川の流速がおおよそ2~4m/秒とされています。

3m/秒の場合ですと、基準水位の上昇分は約50cmになるような数値となっております。

#### 資料 1 スライド 8

次に藤沢市に到達する津波について説明させていただきたいと思います。

これは公表させていただいている資料なのですが、藤沢市では 11.5m が最大の津波高さとして到達するという事になっています。

#### 資料 1 スライド 9

具体的に説明させていただきますと、これは藤沢市沿岸部の平面図なのですが、その 11.5m というのは図の緑の丸の部分になっておりまして、これは、江の島付近の複雑な地形が影響してこのように水位が高くなっています。

一方で、江の島以外の砂浜部分に到達する津波についてはおおむね 7~9m の波高となっています。

先ほど説明した津波水位は、潮位が含まれています。

片瀬海岸一帯に到達する津波の水位は 8.8m なのですが、津波の波高としますと約 8m になっています。

そして、この付近一帯なのですが国道 134 号線付近の地盤が高くなっていて、津波が国道を通過する際に波高が大きく減衰するというようなシミュレーション結果になっています。

こちらの「模式図」(資料 1 スライド 9 左下) がそうですね。

沖側の波高は 8m で、134 号線を通過すると 1.4m、ここまで一気に津波が減衰する結果になっています。

避難施設建設予定地付近については、浸水深 3m 程度となっています。

134 号線付近と数値が大きく違うように見えるのですが、実際、国道 134 号線と境川に囲まれた一帯の水位は TP (海拔) で表すと約 5.5m となっていて、ほぼこの辺り一帯は同様の水位、5.5m になっているというシミュレーション結果になっています。

以上で説明を終わらせていただきます。

〈藤沢市〉

ありがとうございます。

今、神奈川県の方から、基準水位についての説明をいただきました。

この後、引き続き藤沢市の方からあわせて基準水位のご説明をさせていただきまして、一旦説明が終わったところで基準水位についてのご質問等受けたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、藤沢市の方から基準水位についての説明をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

〈藤沢市〉

お手持ちの資料の「資料 2-1」をパワーポイントで説明をさせていただきたいと思います。パワーポイントの方、4分割にしてちょっと小さいですが正面のスクリーンに映っている映像が同じものになりますので、そちらも参考にいただければと思います。それでは1ページ目（資料 2-1 スライド 2）を開いていただければと思います。

#### 資料 2-1 スライド 2

今、神奈川県からも説明がありましたが、藤沢市におきましては当初、慶長型地震、こちらを最大の津波とさせていただいていました。

到達時間 71 分、波の高さが 8.6m のものを最大の波として計画をしていたのですが、平成 25 年 12 月に内閣府が設立しました「首都直下型モデル検討会議」で、発生間隔が 2 千年～3 千年、あるいはそれ以上とされる、相模トラフ沿いの最大クラスの地震が最新の科学的知見で示されました。

これを受け、神奈川県では想定外をなくすという考えの下、予測を見直しまして、学識者等で構成される「津波浸水想定検討部会」を発足、審議しました。

神奈川県の沿岸地域最大クラスの津波をもたらすと想定される 9 つの地震を検討対象とし、その中でも「津波の高さ」または「浸水域」が最大となる 5 つの地震を設定して、公表しています。

この 5 つが、資料で①から⑤までであるものになりまして、藤沢市に関しましては、「①相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」となります。

#### 資料 2-1 スライド 3

続きまして、次のスライドを見ていただきたいのですが、5 つの地震の概要となります。

相模トラフの最大クラス（西側モデル）に関しましては、

震源域：相模トラフ

規模：マグニチュード 8.7

最大津波到達時間：12 分

津波高：11.5m

となります。

また、この他にも相模トラフの最大クラス（中央モデル）や慶長型地震など、4 つの想定される地震がありまして、これら 5 つのものを対象として検討し、藤沢市におきましては相模トラフの最大クラス（西側モデル）を想定として、浸水域や基準水位というものを公表しています。

#### 資料 2-1 スライド 4

それでは次ですが、先ほどお話ししました津波浸水想定、これが平成 27 年 3 月に公表されま

して、藤沢市の方は、津波災害警戒区域を令和 3 年 3 月に神奈川県から指定をされています。

この指定により、基準水位というものも指定をされた形になります。

これに関しましては、片瀬や辻堂、鵜沼等で説明会を開き、皆様にもご説明をしている状況です。

また、津波災害警戒区域に関しても、令和 3 年 3 月にハザードマップとして公表しています。

ただ、浸水想定範囲としましては、当初から変わらない状況となっています。

#### 資料 2-1 スライド 5

それでは、11.5mの波が来た時に、浸水深 3.2m、基準水位 3.4mになるという説明をさせていただきましたが、それに関して補足説明させていただきたいと思います。

平成 25 年度版の片瀬地区の津波ハザードマップ、こちらが慶長型地震をモデルとしたハザードマップとなっています。

また、平成 25 年度版ハザードマップの左側にあるものが令和 2 年度版になりまして、これが最新のハザードマップになります。

ハザードマップを見ていただくとわかると思うのですが、赤い丸をつけた部分が現在の計画地になるのですが、こちらに関しましては、どちらのハザードマップでも 2m~4mの浸水域となっています。

ですので、浸水の深さは変わってはいません。

ただ、慶長型地震を想定とした平成 25 年度版では、基準水位というものがなかったので、そこにどれくらいのせり上がりがあるか等は設定されていませんでした。

令和 3 年 3 月に津波災害警戒区域が指定されたことによって、基準水位というものも公表され、計画地の場所であれば、想定最大 3.2mの浸水深に対して 20 cm高い 3.4mの基準水位が公表されているという状況になっています。

#### 資料 2-1 スライド 6

もう 1 つですね、西浜地区津波防災マップ、平成 27 年 3 月に藤沢市で作成しました。

皆様のお手元にもあると思います。

こちらのマップの中でも、計画地のある場所に関しましては、以前より 2~4mの浸水域になっているという状況になっています。

#### 資料 2-1 スライド 7

それでは、繰り返しになるのですが、前にお話しさせていただいたように、「基準水位とはなにか？」という説明をさせていただきたいと思います。

基準水位に関しましては、先ほどお話ししました、令和 3 年 3 月に津波災害警戒区域が指定

されまして、基準水位というものが公表されました。

基準水位とは、波力や流速を持った波が建物や構造物等ぶつかった際に少し高くなる現象、いわゆるせき上げが起きます。

浸水深をベースにその波の高さを考慮したものが基準水位になります。

計画地の基準水位に関しましては、最大の値で浸水深が 3.2m、それにせき上げの値 20 cm を足した基準水位が 3.4m。

こちらが計画地で公表された基準水位というものになります。

ではここで、先ほど説明会の前でもちょっと流れていましたシミュレーションの映像、これは相模トラフ型ではなく慶長型の地震のシミュレーション映像になるのですが、波がどのように現れるのかというところを、抜粋してお見せしたいと思います。

なお、このシミュレーション映像等は、市のホームページにも掲載しています。

全体で 15~16 分ありますので、もしよろしければ帰宅後に見ていただければと思います。

それでは、慶長型の地震で、西浜町内の計画地に関しましては境川からの遡上による津波の影響がありますので、まずはそちらを見ていただきたいと思います。

(シミュレーション映像を流す)

手前にある橋が西浜橋になります。

西浜橋の方に波が来まして、この辺りから水が越えてくるような状況になっています。

以上が映像になります。

このようなシミュレーションに関しまして、学識者等が地形ごとに、10m単位でその場所にある構造物の高さや、そこにかかる波力や流速なども計測させていただき、このような映像を作っていただきました。

このシミュレーション上での基準水位や浸水深の測定値の確度としましては、今ある地形の中では最大の値を使って起こりうるものだということです。

ですので、絶対とは言えませんが、今の時点では確実性が高いものということを聞いています。

この検証に関しても、北海道から九州まで、各委員がそれぞれの場所で検証し、確からしいというお話をいただいているという状況です。

続きまして、計画地に関してはどんな状況なのかということ、藤沢市の方で、平面図と、イメージ図にはなるのですが断面図を作ってみました。

お手元の A3 判の資料 2-2 をご覧ください。

#### **資料 2-2**

ちょっと字が小さくなってしまいますが、平面図面右側が現在の計画地と西浜橋、平面図

面左側が西浜海岸と国道 134 号線と小田急線になります。

こちらを川から海に直線で結んで、断面で切ったものが、資料下部の絵になります。

こちらの絵に関して、浸水と基準水位がどのように流れてくるのかというのを図化させていただきます。

皆さんに見やすいように、縦の縮尺を伸ばしていますので、かなり深いように見えますが、その辺りはご了承していただければと思います。

まず、先ほど神奈川県からもご説明させていただきましたが、11.5mの波は江の島沖 30m になりますので、実際の西浜海岸のところでは 8.8mの波が海岸線から入ってきます。

断面図上では、白色と青色の境界線のところが地形になります。

青色の部分が浸水深です。

いわゆる、水が溜まる深さになります。

緑色の部分が基準水位になります。

せき上げを含めた高さになります。

括弧書きの部分が TP で、いわゆる標高として書いてあります。

また、基準水位、浸水深に関しましても、地盤からの高さで表記されているものになります。

では、説明させていただきますが、まず 8.8mの波が海と砂浜のところまで到達します。

そうすると地形が上がってきますので、先ほど神奈川県からも説明がありましたが、波高が上がってきます。

上がってきた波が遊歩道やサイクリングロード、駐車場付近の地形により、地形に沿った形で波が少し減衰します。

国道 134 号線の付近で 7mの標高になり津波の波力や流速が衰えます。

その後、衰えた波が国道 134 号線を越えて流れ込んできます。

浸水としては、流れ込んでくるので高くなってきますが、基準水位としては波力や流速がなくなってくるので、徐々に小さくなってきて、小田急線沿いのところまで来ますと、基準水位はほぼ 0 になります。

ただ、浸水域としては水が溜まってきますので、こちらの方は浸水域が出ているというような状況の図になります。

続いて、川から来る波になります。

計画地に関しては、どちらかという川からの影響が出ています。

東防波堤、片瀬漁港の東プロムナードというところなのですが、こちらの境川の河口付近では、おおむね 7.4mの高さの波が来て、そこから西浜橋に向かってきます。

そして西浜橋の方で約 2.9mの高さの波が来ることになります。

これは TP（標高）で 5.9mです。

そこに波力や流速がありますので、20 cmせき上げがあり基準水位として 3.1m、TP（標高）で 6.1mの高さの波が来ます。

そこから片瀬 39 号線、および片瀬 38 号線の方を波が移動しまして、計画地のところでは浸水深が 3.2m、基準水位ですと 20 cmのせき上げがあり 3.4mの波が来るといようなシミュレーションになっています。

そこからまた小田急線に沿って基準水位が下がっていき、浸水深で計測するといような形になります。

ですので、この辺りは先ほど神奈川県からも説明がありましたが、標高 5m くらいの高さになるという状況になります。

前回ご説明させていただきました、たたき台の方では、基準水位 3.4m が国から指定している避難すべき高さとなっているのですが、その高さに対して当然、漂流物が流れてくるということもありますし、安全性を確保するということで、+3m をして 6.4m の高さに避難床を設けさせていただき、そこに、この地区の方が全員避難できるような状況を作っていくという計画になります。

以上が神奈川県と藤沢市の説明となります。

〈藤沢市〉

ありがとうございました。

すみません、先ほど、ここでご質問を受けるといようなことだったのですけれども、次第の通り(2) これまでの主な意見等に行きまして、資料 3 を見ていただきましてご説明をさせていただきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

〔(2) これまでの主な意見等〕

〈藤沢市〉

よろしくお願ひいたします。

資料はパワーポイントがございませぬので、お手元の紙の資料で説明させていただきますのでそちらをご覧ください。

まず資料 3 といふことで、表題が「これまでの主な意見等」となっています。

この資料につきましては、これまでの説明会等でも参加者の皆様からご意見をいただひていますが、そういったことを踏まえて、西浜町内会の方から 9 月に市に提出された「基本設計に対する西浜町内会の考え」といふものをいただひておひます。

その内容が、資料左側の「意見等(要点)」と書いてある(ア)～(ロ)までの 10 項目になっています。

こちらの意見等に対しまして現在の市の対応の考え方を記載させていただいた資料になります。



上から一つずつ説明をさせていただきたいと思います。

(ア) 津波避難施設の避難床の高さは、限りなく 10mに。

こちらにつきましては、資料に書いてある通り、建築条件（高さ・日陰・容積率等）及び避難者数を含めて検討いたします、と記載させていただいています。

建築条件といえますと、建築基準法に基づいて日陰の制約がございます。

そういったことを踏まえ、高さをどこまで上げられるかということ考えた上で、一番上の避難床に避難者が最大限避難できるような高さを検討していきたいと考えています。

(イ) 中間層も、多少の上方に。

こちらも (ア) の最終的な上層階の高さが決まらなると中間層も決まらなると、(ア) と合わせて検討します、というような回答になっています。

(ウ) 階段・スロープ共に、道路から直ぐ入れるように変更してください。

ということに対しましては、安全性とスロープ・階段・避難床の取り付け部等を重視して検討します、ということです。

これまでのたたき台では、一度敷地内に入ってから上に避難するというような考えですが、位置を変えるということになりますと、階段やスロープを設置するところ、そこに対して避難する方々が安全に移動できる動線を確保する必要があるため、そういった考えを踏まえ、取り付け部を重視するという形で検討させていただきたいということです。

(エ) 鍵は、緊急時には無くても入れるように。フェンスが階段スロープの邪魔にならないように、無くてもよい。

というようなご意見もいただきました。

こちらにつきましては、鍵は誰でも壊して（災害時）入れるように考えています。フェンスについては、平常時の保安対策のため設置が必要と考えています。

現在も市営鶴沼住宅や最近できた鶴南小学校につきましては、鍵がなくても戸の窓を壊して手を入れて、中から鍵を開けて入れるような形になっていますので、そのような方法等を考えています。

(オ) 中間層にも床を設置してほしい。

ということで、こちらも (ア) と合わせて、設置できるかどうかにつきまして、なるべく設置する方向で、まずは検討をしていきたいと考えています。

(カ) 地面部分は、今後、会館等建設することが可能なように考慮されたい。

ということにつきましては、当該用地において集会施設等の建設を考えていません、という

ことで、現段階では回答させていただきます。

前回の説明会でも申し上げましたが、まずは早期に皆様の安心を確保するため建設するというのを考えていますので、新しく避難施設以外の施設を造るとなると時間がかかってしまいますので今回はそういったことは考えていないというように回答させていただきます。

(キ) 日除け・雨よけに配慮願いたい。

ということで、そちらも (ア) と合わせて検討させていただきます。

(ク) 簡易トイレは3日間の対応は可能か。

ということで、備蓄については、全市的な避難施設との整合性を踏まえ、他の避難施設の状況と合わせて改めて検討させていただきます。

(ケ) 想定津波の最大高さ 11.5mが基準水位の 3.4mになることへの、住民が納得できる十分な説明。県からの説明でも可。

ということにつきまして、今日の説明会に神奈川県の方が来ていただいたので、今の説明をさせていただきましたが、ご質問等あればこの場で確認をしたいと考えています。

(コ) 早めの完成を願います。

こちらは早期の完成に向けて施設整備を進めてまいります。

私からは以上でございます。

### 【次第3：質疑等】

〈藤沢市〉

はい、ありがとうございます。

藤沢市と神奈川県の方からの説明は以上になります。

このまま休憩を取らずに続けさせていただいても大丈夫でしょうか。(挙手なし)

では、このまま続けさせていただきますして質疑等について、なにかあればお願いいたします。まず、先ほど冒頭でもお願いさせていただいたのですが、秩序ある言動と、申し訳ございませんが、質問を被せることなく、一つ一つお答えさせていただければと思いますので、挙手の上で、できれば名前をおっしゃっていただいて、ご質問の方お願いできればと思います。では、よろしくお願いいたします。

ご質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。

〈市民〉

あの、今の質問の (ク) ですけれども、私たちは、トイレは本設にしてほしいと書いて市長

にも渡したのですが、トイレは3日間の対応は可能かなんて私たちは書いていません。  
ですから、ちゃんとした答えが欲しいです。  
私たちは、トイレは本設にしてほしいと頼みましたので、良いお返事をいただきたいです。

〈藤沢市〉

今のご質問にお答えをいたします。  
津波避難施設については、本設のトイレよりも備蓄の簡易トイレを使用の方が有効と考えていますので、本設ではなく備蓄の方向で検討しています。  
あとはそれを何日間分確保するかということ考えています。

〈藤沢市〉

ありがとうございます。  
では次の方、お願いします。  
着座のままで大丈夫です。

〈市民〉

津波っていうのはいつ来るかわからない。  
はっきり言えば、来てみなきゃわからないってことなんですね。  
私どもの感覚から言ったら、首都直下地震モデル検討会で発表したマグニチュード8.7の相模トラフの地震ですか、これで11.5mの津波が来ると示されたらと。  
当然のことながら、11.5mの津波がそのまま来るといふ風に考えるはずですね。  
それが市の説明でいつの間にかだんだん小さくなってしまって、それで江の島沖だけが11.5mで、海岸に来たら8.8mと。  
そんなものが江の島沖の一地点すべてにかかってくるなんておかしいと、気象庁に文句を言っておいてほしい。  
全体的にみたら8.8mで、ただし、江の島についてだけは11.5mだと、そういうことなら理解ができるんだけど。  
全体が11.5mの波がかかっちゃってるんですよ。  
まあ、うちもそうだし、鵜沼海岸もそうだし、おそらく辻堂もそうだと。  
それでこの8.8mと11.5mが出た段階で湘南白百合学園の幼稚園が避難施設として新しく作られましたね。  
その時の幼稚園の高さは11.5mだったんですよ。  
あそこの高さ制限は10mだったのにそれにも関わらず11.5mの高さで配慮をしたということとはですね、津波の高さが相応に来るといふことが想定されていたんじゃないかという推定がある。

それともう一つは、丁度この直前に東日本大震災が起きてですね、東北が滅茶苦茶になったわけですよ。

あれははっきり言えば、想定値と実際に来た津波の高さがものすごいずれがあったことによって訴訟がいくつも起きたと。

だから想定値というものの自体があんまり信用できないんですよ。

11.5mの津波の高さの想定ならいいけど、それがいつのまにか3.2mなんてものになっていたら、一体それはどういうことなんだと。

あなた方にはどうでもいいことかもわからないけれども、私どもからしたら命に関わる問題なんですよ。

真心の問題なんだよ、津波避難施設ってのは。

だから中途半端な妥協はしたくないというかできないんです。

そのあたりのことをどう答えるのか。

まあ、はっきり言ったら市の対応は住民に寄り添うというか、官僚的にいいからそれに従えていうような態度に見えるんですよ、さっきの便所の話にしたってそうですよ。

必ずしも実際に津波が来たときに施設が使われるとは限らないわけですよ。

大津波警報が出たときはみんなここに一度避難して、その時にこの便所を使うわけですよ。

津波が来たら使えないだろうって話、使えるケースも十分考えられると。

750人といったらひょっとしたら中学校全体くらい的人数が避難してくるかもしれないのに、それがなんで仮設なんだよ。

その辺りがよくわからない。

〈藤沢市〉

今お話しがあったところというのは、今まで、基準水位について、いわゆる津波の高さについて説明をさせていただいていたんですけれども、そこについて更に説明が必要ということでしょうか。

〈市民〉

基準水位について私もいろいろ勉強したので、基準水位はわかりました。

要するに津波が来る浸水深、それに対して、それでは足りないから跳ね返り部分も加味しなきゃいけないってことですよ。

私はそのことを言っているんじゃないかと、なんで3.2mになったのかということを知っているわけです。

跳ね上がり部分を加味して3.4mというのはわかるんですよ。

だけど、11.5mの津波が来たのに、なんで浸水深が3.2mになるんだよと。

東北のあの日の被災状況、大川小学校は津波が来ないと言われていたのに大津波が来たと。

また、女川では 13.5m の屋上を用意しながら想定値を超えた 20.3m の津波が来たんですよ。最たるものは東京電力で、15m の津波なんて来ないと言って、結局この間の訴訟で 13 兆円の賠償判決が出たんですよ。

だから、あなたたちは県が言った、誰々さんが言ったとやるけれど、我々としては命の問題だから必死なんですよ。

それを単に県が言ったからどうのこうのと、それが東北のこともあって信用できなかったわけですよ。

それについてどう考えているんだと。

〈藤沢市〉

すみません、浸水深 3.2m に対して本来 11.5m と言っていたものが、なぜ 3.2m になるのかという説明をまずさせていただいてよろしいでしょうか。

〈市民〉

津波が沖合に来て、それが岸に来れば来るほどせり上がりが大きくなるはずなんですよ。

それが、江の島沖の 11.5m が海岸に押し寄せたら 8.8m になると、こんな理屈はちょっとおかしいんですよ。

本来、津波、普通の波もそうですよ、海岸に近くなればなるほどせり上がりが大きくなり、また、河口のように狭くなればなるほどせり上がりが大きくなる。

それが大海原で 11.5m だった波が海岸に来たら 8.8m になる。

こんなよくわからない説明をされてもあんまり理解できないんですよ。

〈神奈川県〉

先ほどご説明いただいた、江の島沖で 11.5m の高さで、砂浜で 8.8m の高さの波になるということなのですが、津波は岬などの海側に突き出た地形に波が集まるという特性を持っています。

そのために砂浜から飛び出ている江の島の部分については、波が集まってしまい波高が高くなるというようなシミュレーション結果が出ています。

このシミュレーションについては、東北の大震災を踏まえて国の方でモデル等を再度検証していきまして、東北の津波を再現できるようなモデルを使用して再度検証するような流れになっています。

〈市民〉

それをよく説明してほしいの。

いまだかつて、江の島の沖で 11.5m の高さであって、海岸に来たら 8.8m になるなんて話は一回も聞いたことがないぞ。

江の島沖からただか 100mか 200mの間にそんなに減るんだったら、昔あったチリ沖地震では何千 km 離れた所からそっくりそのまま来て 140 人亡くなったんだよ。

津波はそういう性格を持っているんだ。

それが 100m 移動したら 4m になるなんて、そういう理屈っていうのがよくわからない。

〈神奈川県〉

すみません、ちょっとこちらなのですが、一般に公表している資料ではないので、プロジェクターでお見せすることしかできないのですが、図面上の海岸沿いに数字が並んでいますね。

いわゆる砂浜に到達する部分についてはおおむね 8m 以下、今指している部分なのですが、江の島のところを見ていただくと、10 何 m というような数字になっていると思います。

これは、江の島の海側の複雑な地形、ここに波が集まったりする効果まで検証できるモデルになっているので、このように

〈市民〉

だから、江の島は江の島でいいのよ、江の島だけの問題だろう。

海岸線の問題は、みんな 8m なんだろう？

そしたらスタート自体が 8m であるべきで、11.5m である必要はないんだよ。

〈藤沢市〉

すみません。

まずは神奈川県の回答を聞いてください。

〈市民〉

だから県の立場とかじゃなくて住民の立場になってやんなきゃいけないんだよ。

〈藤沢市〉

まずは回答をさせてください。

〈市民〉

ああ、いいよ。

〈神奈川県〉

ということで、このような結果になっていまして、県で公表させていただいた 11.5m という高さは藤沢市の中で一番高い波として、公表させていただいています。

〈市民〉

だからそういうのは、我々からしたら検証する術を持ってないから、感覚でしゃべらざるをえないんだよ。

その感覚が住民のほとんどなんだよ。

それに対してどういう説明がいままでされてきたんだと。

それを聞いているんだよ。

〈藤沢市〉

すみません、今度は私の方から説明させていただきます。

資料1の最後のところ、スライド9をご覧ください。

こちらの方でもお示ししていますが、先ほど説明させていただいたように、藤沢市で西側モデルとして最大で起こる波の高さが11.5m。

最大の数字を言っています。

そして西側モデルの中で、西浜海岸での津波の高さが8.8m。

ですので、公表としては11.5mですが、皆様がお住まいのところに関しましては8.8mの高さの津波が来ます。

先ほどの資料2-2を見ていただくとわかると思うのですが、砂浜から地上へ波が上がってくる際に波の標高が上がってきまして、そこに関しましてはせき上げが起きます。

せき上げが起き、波の波力や流速、地形の状況などが別途加味されまして波が上がってきます。

これがサイクリングロードや駐車場、またその上にある標高7mの国道134号線にぶつかって波力や流速が落ちます。

そこを超えた波の上澄みの部分が下に降りていきますので、流速が加速して基準水位がその部分で再び上がります。

というシミュレーションをしまして、浸水深3.3m、標高で言うと5m前後の波が計画地周辺に来るといような形になっています。

これは、国の基準に基づいて計算させていただいた結果としてお示しさせていただきます。

それからもう一つ、白百合学園に関しまして、藤沢市の方で当時のデータを調べました。

これは市の方が持っているデータではなく、白百合学園が「完了報告」という形で報道関係に配布した資料があります。

「津波避難施設を併設した白百合学園幼稚舎新園舎完成」という題でインターネットにも報道記事として掲載されています。

こちらの資料の方でも載っているのですが、まず白百合学園に関しては1000㎡以上ありますので、高さ10mの規制のところを特例として12mまで上げることができます。

今回の津波避難施設については、1000 m<sup>2</sup>以下になりますので、建築法の関係でその高さにはできないのですけれども、その中で最大まで高さを上げていきたいと考えています。

インターネット記事に掲載されている絵にも記載されていますが、白百合学園のところでも、想定浸水深 3.5m、せき上げも含めて安全な高さが 8m となっています。

いわゆる、3.5mの浸水が来て、この当時は基準水位というものがなかったので、せき上げとして安全な高さを保って、先ほど私が説明した+3mの部分も含め 8mの高さが安全な場所ということになっています。

ただ、白百合学園では 8mの高さの場所だと、建物の構造上、避難者がそんなに入れないんですね。

ですので、特例を利用して 11.5mの場所にもう一層設け、その屋上に避難するということにしました。

決して 11.5mの波が来るからその高さにしたという経緯はないということでした。

〈市民〉

そういうのは私なんかは知らないから。

その当時、私は町内会長をやっていたんだけど、そういう話は聞いてないんだ。

「ああそうか、白百合学園は 11.5mになったんだ」とそういう話しか知らない。

それと同時に東北のフェリーの状況ですかね、こんな大きな船が建物の上に乗ったり、訴訟が起きてどうのこうのと、そういう情報は要するにデータによるものだけっていうよりも、言われたままの情報として入ってくるものしかないわけです。

だからあなた方なんかはそんなデータでこうだ、こうだ、っていうけれど、そうじゃなくて、住民の感覚に対してどう説明するのかってことを中心に考えなきゃいけないのに、何を県が言っている、県が言っている、ああだこうだと、データだけで言うてくるんじゃないし、もうちょっと寄り添った感じで話してもらわないと反発だけが起きちゃうんだ。

〈藤沢市〉

あの、すみません、次にご意見ある方いらっしゃいますので、お願いいたします。

〈市民〉

すみません、確認なのですが、江の島で 11.5mという最大の津波が押し寄せたとき、片瀬海岸では 8.8mの津波しか起きないという理解をすればよろしいでしょうか。

ということは、3丁目にいる人間は、11.5mの津波は江の島で起きているだけで我々には被害を及ぼさない、ただ、8.8mの津波だから、それが 134 号線を越えて押し寄せて来ると。それがだいたい 3mか 4mくらいになると、そういう理解をすればよろしいですか。

というのも、実は平成 27 年 11 月に藤沢市の危機管理課から西浜町内会の皆さんへという



ことで、今言った内容、この図面（資料 1 スライド 9）ですね、紙でいただいているんですよ。

それで昨日ちょっと調べてみたら、今日ご説明いただいていることと同じだったと、多少理解は進んだんですが、そんなわけで、この説明を早めにしていただけたらもっと理解が進んだんじゃないかなと思っています。

以上です。

〈藤沢市〉

ありがとうございます。

改めまして、神奈川県の方から今あったご質問の、江の島で 11.5m、藤沢海岸は 8.8mで良いのかというところをお答えいただきたいと思います。

〈神奈川県〉

先ほどいただいたご質問ですが、今考える国から提示されたモデル等を活用すると、それ以上のものは考えられず、今の技術・知見の中では最大の値のものとなっています。

先ほど言った 11.5m、8.8mも今の知見の中ではそれ以上のものは考えられないという状況です。

〈市民〉

11.5mの津波はその先どこに流れるんですか。

〈神奈川県〉

江の島なのですが、基本的には 11.5mより高い地盤になっていまして、波がぶつかった後どうなるかというのは、はっきりとはわからないのですが、基本的には江の島を越えるというような計算です。

なので、せり上がってどこかで止まる、また、それが周りに流れていくというようなことはあると思うのですが、それを含めてシミュレーションに反映していますので、それ以上の高さのものが到達するというようなことはあり得ないと思っています。

〈市民〉

今までの話だと 11.5mの津波が流れてきて、ものすごく心配だということだったんですが、今のご説明であるなら、11.5mの方を心配する必要はない、8.8mの方を心配しると、こういうことですね？

〈藤沢市〉

今のお話のとおりで、11月24日にも地元の方で、西浜地区の避難マニュアルということで

ご説明させていただき、その中でも説明はさせていただいていますし、今言っているように、最大の津波は 11.5m ですが、皆様の影響する所としては 8.8m を最大として流れてきます。これはハザードマップ等でも表示されているものであり、先ほど言われたように、藤沢市側でも意見を聞いて、白百合学園の経緯や様々なこと等を調べさせていただいた上でご説明をさせていただいて、皆さんの気持ちも含めて、いただいたご意見の中で回答をしていきたいと考えています。

以上でございます。

〈藤沢市〉

ありがとうございます。  
先ほど挙手された方、お願いいたします。

〈市民〉

今日はありがとうございました。  
あんまりよく勉強もしていないんですけども、津波の訓練をしていただいてですね、2 回ほど参加したんですね。  
白百合学園の方に避難訓練したんですけど、今度新しく施設を造っていただけるということですが、お聞きしたいのは、この地区に住んでいる人はどこに避難したらいいかということで、そういう定まった場所はあるんですかということなんです。  
要するに、この地区の人は、津波が来たらここに来てくださいというような決まりがあるのかなと。  
それはおそらく全体的にはなくて自由なんだと思うんですが、原則この場所に避難してくださいというのが示しているのといないのでは、全然違うと思うんです。  
それで、今度新しく施設ができましたと、そこへ行ったら安心ですということがまず前提にあって、津波が来たらここへどういう風に行くかというのがあるのかということがまず 1 点目です。

もう一つは、そうは言ったって、家にいるときに津波が来るとは限らないですから、どこにいるかわからないじゃないですか。  
仮に家にいたとしても、私は片瀬海岸の方に住んでいますが、あの施設に行くにしても白百合学園に行くにしても並行移動になるんですよ。  
津波が来たら、津波が来ている方向に対して並行に動くことになるわけじゃないですか。  
本来だったら、津波が来ていたら、その方向と真反対の方へ逃げますよね。  
例えば西浜橋を渡ってとにかくできるだけ遠いところに行ければいいんだという風に、私の頭の中にはあるんですね。

今このハザードマップを見ると、片瀬小学校くらいまで行けば安全ですよ。

だからあそこにどうやって行くかということを考えるんですよ。

なので、こちらに施設があっても避難する時間がありさえすれば、より安全な場所へ真っ先に行くべきだと私は考えているんですけども、そうじゃなくてこの地区の人は、こっちへ逃げたほうがいいんです、というような理由があれば教えてください。

その点いかがでしょうか。

〈藤沢市〉

まず、町内会の避難に関して、非常時にどうやって逃げるかということについては、資料にもあるんですが、西浜町内会の方で、西浜地区津波防災マップというものを作成しています。その中で、おおむね地区をブロックごとに分け、このブロックの人はここに避難してくださいというような図が、この地図で示されています。

（ポインタでプロジェクターの図を指しながら）この地区の人は白百合学園に避難したりするんですが、この辺りの場所（計画地付近）の人は逃げきれないというような状況もあるということが、喫緊の課題であって、では、逃げ切れない地区の人はどうするんだということで、当初は下藤ヶ谷ポンプ場のところを計画地として、要はこの地区の避難としてどうしていくかということを考えております。

先ほど説明させていただきました慶長型地震ですと、最大津波の到達時間は71分だったんですね。

71分あれば、先ほど言われたように、橋を渡って避難することができます。

これに関しまして、片瀬海岸3丁目、片瀬海岸2丁目の方からも藤沢市に陳情が出されていまして、ここの整備をしてくれということで、橋の補強や道路の拡幅等、いわゆる避難路の整備を行っている状況がございます。

ただ、その中で、国から県に示された相模トラフ（西側モデル）の地震では、最大津波到達時間が12分になるというようなシミュレーション、これは2千年、3千年、あるいはそれ以上かもしれませんが、来るという可能性がある以上、その災害を考えた時に12分でこの場所から逃げ切れるだろうかという問題があり、なんとかその中で考えなければならないということで、西浜地区津波防災マップでオレンジ色や赤色になっているところは、津波避難ビルがありますので、そちらか白百合学園等に逃げてくださいということになっています。

しかし、片瀬海岸3丁目のところは住宅街でなにもないんですね。

ですので、藤沢市としてはどうにかしなければいけないということで、今計画をしているという状況です。

当然、この避難施設ができた際は、町内会とも相談して、マップの改訂もしていかなければならないと考えています。

〈藤沢市〉

ありがとうございます。

では、その後ろの方、お願いいたします。

〈市民〉

ありがとうございます。

資料3「これまでの主な意見等」のところで、ここに挙がっていない要望とございますか、意見を述べさせていただいてもよろしいでしょうか。

以前、町内会からこういった平面図（第1回、第2回説明会資料の配置図および地上平面図）をいただいているんですけど、道路側のところは、どのように環境を整備していかれる予定なのか伺えればと思います。

というのは、普段、津波がない99.9%の時には、その場所には骨の塊のような避難施設があるということになると思うんですけども、やはり景観や町の緑地化といった観点からしますと、樹木が植えてあるといったようなこととかが大事だと思うんですね。

やはり海側や川沿い、それから松が岡とか片瀬山とかは全て風致地区になっているわけで、片瀬海岸3丁目のところは風致地区ではないですが、できるだけ良い環境にさせていただければと思っています。

実際、公園もないですよ、片瀬海岸3丁目は。

そのことを前にお伝えしたのですが、ここに入っていないのはどういうことなのかなと思いました。

今申し上げたことは、他の近所の方でも同じような意見をお持ちということを知っています。

以上です。

〈藤沢市〉

ありがとうございます。

8月31日、9月3日に説明会を開いて、ご意見をいただき、その時に質疑応答などもさせていただいており、それを受けて、西浜町内会の方から10項目の意見・要望をいただきましたので、それに対して藤沢市がどう考えているかということ、ここでお示しさせていただいています。

景観に関しましては、普通であれば避難施設は公園や海などに多くありまして、あまり景観を重視しなくても良いところにあるのですが、計画地のあるところは、住宅地でもありますので、景観は配慮しなければならないと考えています。

この景観等に関しましては、基本構想でどんな建物を建てるかということをおある程度決めまして、今後は基本設計というものの中で、細かく、例えばどんな樹木を植えていこうか等を含めて検討していくことになると思います。

当然、藤沢市としましては景観を重視しながら計画を進めていきたいと考えています。ただ、今の時点でのお示しというのは、これからのことになりますので、まだできないという状況になります。

〈藤沢市〉

よろしいでしょうか。

すみません、残りの時間も少なくなってまいりましたので、まだご意見をされていない方、お願いいたします。

〈市民〉

3 回目、しつこく来ていますが、以前説明会の時に、「一時避難場所」という言葉が出ていたのですけれども、今回このような言葉が全くない中で、やっぱり悶々としてしまうのは、備蓄と屋根に対する検討で終わっているんですが、この前の説明会の時に一時避難場所に避難したときに、何日そこにいられるのか、そこから先、どこに避難すればいいのか、ヘリコプターが来るのをみんなで待っているのか、というような話が出ていたと思うんですけれども、その辺り、少しは何か解決した部分はあるんですか。

〈藤沢市〉

前回の 2 回の説明会の中で、広島避難施設の資料を見せていただき、屋根付きというよりはどちらかというと居室付きのようなもの、こういったものがあればいいんじゃないのかというようなご意見もいただいています。

また、備蓄に関しましてもご質問があって、9月3日にお答えをさせていただいているのですが、東北地震の一例ですが、大船渡市の職員に当時の状況を確認させていただいたところ、あるスーパーマーケットでは屋上に避難をしたそうです。

そこでは、一昼夜そこに滞在することになりまして、一人だけは具合が悪くなってしまいヘリコプターで救助したのですが、残りの方は避難してから 2 日目に自衛隊や警察と一緒に避難所へ移動したというようなことをご説明させていただいたと思います。

その中で、備蓄も大切だろうというご意見もいただいていますので、先ほどのトイレも含めて備蓄をどうするかということもありましたが、そこも今後の検討として前向きに考えていきたいと思っています。

居室は建築基準法の関係で作ることができませんが、倉庫という形で作らせていただくなどを考えていまして、床面積等のことなど、強い要望として、いただいたご意見の中で検討させていただきたいと考えています。

〈市民〉

市としては、何日くらい避難を想定されているんですか。

〈藤沢市〉

この前もご説明させていただきましたが、避難に関しては読めない部分がありまして、いわゆる、津波の注意報がおさまらないと避難ができないと考えています。

その注意報がいつおさまるかということは、我々も読めません。

そういった中で、実例としてどういったものがあるかということで、大船渡市の職員から確認したりといった状況なので、そういったことも含めて検討していきたいと考えています。

〈市民〉

であれば、トイレの問題と食料の問題、あとは寒暖を避ける問題、この前から受けていると思いますが、きちんとした回答をお願いします。

〈藤沢市〉

回答というよりも、それを含めて検討させていただき、また皆さんにご報告させていただきたいと考えています。

〈藤沢市〉

ありがとうございます。

あと 10 分程度となっておりますので、奥の方からお願いいたします。

〈市民〉

基本的なことを教えてほしいんですけども、想定地震の概要のところ相模トラフの最大クラスという項目があって、最大の津波の高さが 11.5m という風に記載されているんですけど、最大クラスというからには、関東大震災も含めて、いくつかのデータがあって、統計的にその中から最大ということでしょうか。

そういう意味であればわかるのですが、これはいくつくらいのデータがあって、最大の津波が 11.5m になっているのかということをおしだけ教えていただけないでしょうか。

〈藤沢市〉

最初にご説明させていただいたと思うのですが、まず、国の方で相模トラフ沿いの最大クラスの地震が発生するということを見直しを図りました。

神奈川県で起こりうる最大の地震としまして 9 つの地震があり、その中でも津波の高さや浸水域が最大となるものを 5 つに絞り、その 5 つに関して、藤沢市では相模トラフの海溝

型地震（西側モデル）になるということです。

〈市民〉

9つというのは、数百年に1回起きるといふ、相模トラフの地震等を紀元前くらいまで遡ったデータがあるとうことですか。

〈藤沢市〉

そうですね、2千年から3千年、あるいはそれ以上、あらゆる起こりうるであろうという地震を想定していると認識しています。

〈市民〉

それはつまり、津波の痕跡がわかるような調査をしているということですか。

〈藤沢市〉

過去の資料等を確認してですね

〈市民〉

資料といいますが、紀元前とかそういう資料はないの。

9回の相模トラフの地震っておっしゃられたと思うんですが、9回の最初は紀元前のものとかそういう資料。

〈神奈川県〉

回数というか、9種類の地震を

〈市民〉

種類はいろいろあると思うんですけど、相模トラフで最大って書いてあって、その相模トラフの3つを調べてって書いてある。

〈神奈川県〉

まず、9種類の地震で発生する津波を全部シミュレーションしまして、その中で、5つの津波で浸水深、浸水範囲が最大になりました。

〈市民〉

それはいいんですけども、相模トラフで最大クラスと書いてある資料がありますね。

〈神奈川県〉

相模トラフ西側モデルでシミュレーションした結果が、藤沢市では最大の津波高さになったという結果になっています。

〈市民〉

なんだか子供みたいで申し訳ないんですけども、想定地震の概要のところは3個くらい並んでいて、一番大きいのがこれだねって赤い枠で囲ってそれはわかるんですけど、そういう意味の考えと、〈聞き取り不能〉があって、大きな地震があって津波が発生してその中で最大という認識。

相模トラフで最大のものと言われてもわからないのよ。

関東大震災ってというのは地震は大きくても津波は小さかったという記録があるので、どうなんですか。

〈神奈川県〉

国から提示のありました地震のモデルで相模トラフに関しては西側モデルと中央モデルというものがございまして、そのどちらもシミュレーションをしております。

〈市民〉

シミュレーションっていうけれどなんのデータに基づいてシミュレーションをしているんですか。

〈神奈川県〉

国から提示のあった、地震が起きた時に発生する津波の波形モデルですね。

〈市民〉

よくわからないな。

〈藤沢市〉

まず、津波というのは、海溝で土地と土地にひずみが出来て起きることが発生条件なんです。

神奈川県で、そのひずみが起こる海溝が9つあります。

その9つの中で5つが大きい地震として津波が起こりうるだろうという想定で計算をしています。

西側トラフというのは海溝のことを言っていますので、その中央と西側で津波の大きさが違ってくると説明になります。



ですので、1つの相模トラフの中でも2つに分けて考えているというような状況です。

〈市民〉

何を言っているのかよくわからない。

何か前提条件を決めて、ここはこうで、そうなるという話にただけじゃないかと。

全然歴史に基づいていないじゃないかと。

なんかまた前提条件が崩れれば、また津波の高さは変わってくるんじゃないですか、当然。

〈神奈川県〉

先ほどご説明させていただいた通り、現在わかりうる知見という中で、シミュレーション、この浸水想定を設定させていただきまして、この先、科学技術の進歩であったり、こういったもので新たなものが見つかったりということがあれば、再度検証する可能性は残されています。

〈藤沢市〉

すみません、よろしいでしょうか。

では次の方どうぞ。

ごめんなさい、今挙手されている方で、お時間も迫ってきていますので、一旦締め切らせていただきます。

〈市民〉

本日はいろいろと情報ありがとうございます。

いろいろと理解できました。

ちょっと前回の意見のところでも出ていて、私も意見を出させていただいたのですが、760人というが避難床のキャパシティだったと思うのですが、これについて、前回、なかなか根拠がはっきりしなかったところがあるのですが、私の記憶ですと、避難床を人数から割り出した面積が65㎡ですか、760人ですと。

そんなお話もあったかと思うのですが、そのあたりの根拠がどうなっているのかなというところなのですが、前の図を見ると、この地区の住民の人口が760人となっていますよね。

私としては760人、人口分が確保されているということであればそれはそれでいいのかなとも思ったのですが、そのあたりはどうでしょうか。

〈藤沢市〉

すみません、前回の説明ですと私がわかりにくい言い方をしたかもしれないのですが、まず、人口に関しましては、令和2年の国勢調査より前のものですから、5年前の中で

は西浜地区津波防災マップの赤い枠の範囲のところは 760 人いますので、その人数が避難するであろうということでした。

今回の令和 2 年度の国勢調査の中では、また少し人数が変わっています。

避難床の 760 人に関しましては、藤沢市の地域防災計画の中で決まっています、1 人あたり 0.6 m<sup>2</sup>です。

この 0.6 m<sup>2</sup>で換算して床の面積を割ると 760 という数値になるということで、その人数になっているということです。

〈藤沢市〉

よろしいでしょうか。

では、後ろの方、お願いいたします。

〈市民〉

一番大きい紙の資料（資料 2-2）、地域断面図で浸水方向と浸水深ですか、これは約 9m から現在の地盤の高さで来た水ですか。

特に右側の方にあります 2.9m、浸水方向と書いてあるところの下に 2.9m とあるんですけども、河口から 7.4m の高さで入ってきた水の高さはどうなりますか。

というのは、普段の波というのは台風など風の力で起きる波ですから、断続的であり、離岸流もあるから力も相殺されてそんなに大きなものにはならないですよ。

ところが、地震津波の場合には波が壁になってくるわけですよ。

3.11 の時に仙台は内陸 4 km まで波が入ってきたわけですよ。

河口のところでは 7.4m で、たかだか 500~600m 波が移動しただけで 2.9m になるなんてありえないと思うんですよ。

だからこれは国道を越えて来た波が 2.9m になってここまで来ましたよ、ということならわかるんですけど、川に波が入ってくれば入ってくるほど、水の高さは上がると思うんですよ。

それで、河口の時に 7.4m で避難施設のところで 2.9m で川の水が穏やかですね、おとなしいですねってことは、私には物理的には考えられないんですね。

だから、国道を越えた波の高さが 2.9m だったら、計算上、約 8m から 2~3m になるというのはわかるけれど、川に遡上してくる水の物理的な高さってのがどう考えても納得できない。

〈藤沢市〉

標高、TP と浸水深の深さ等で分かりづらいと思うんですけど、地域断面図では河口側に 7.4m の波があり、西浜橋から 20~30m 超えたところが護岸になります。

護岸の向こうに 3m の高さの道路があります。

波が護岸を越えたところになりまして、ここから 2.9m の高さの水が入ってきます。

いわゆる標高でいきますと、7.4m に対して 6.1m の高さの波がここでは来ます。

6.1m の波の標高が少し下がってきて、5.3m、5.6m、5.4m のところまできて、だんだんと緑色の基準水位の範囲が下がってくるという形になります。

2.9m というのは、表示の仕方の問題なのですが、地盤からの高さになります。

ですので、7.4m という高さに対しては、6.1m という高さが対応します。

シミュレーションの基、6.1m の高さも人が水没してしまう様な十分危ない高さなのですが、この高さから流れてくるということです。

〈藤沢市〉

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では次の方、お願いします。

〈市民〉

いろいろお話が出ていましたけど、ちょっと参考にお話ししたいことがあります。

大正関東大震災、今から 1923 年 9 月 1 日 11 時 58 分、ちょうどお昼時ですね。

マグニチュード 8.5、津波が 3.5m かな。

それで、その時、片瀬地区、江の島を含めて 33 人の方が亡くなっています。

昔の大先輩の話を聞きますと、被害はほとんど家の倒壊や半壊で、火災はなかったらしいです。

先ほど江の島のところで 11.5m の津波が来るという話が出ていましたが、昔の大先輩の話ですと、江の島がほとんど波を防御してくれたそうです。

それで、海岸に上がってきた波が 3.5m だと。

あの島の関係で片瀬地区が相当助かったという話を、大先輩が言っていました。

そういう話が頭の中に残っています。

これからどういう流れになるかはわかりませんが、伊豆の方から津波がくるかもわからないですしね。

江の島が相当波を防御してくれたということは間違いありません。

これを参考にさせていただきたいです。

以上です。

〈藤沢市〉

ありがとうございます。

すみません、手を挙げていただいていたので、最後になりますが、よろしくお願いま

す。

お時間も過ぎているので、短めをお願いします。

〈市民〉

最後にですね、直下型地震ですか、これは地震発生後 12 分で大津波が来ると。

実際に警報が出るのは、今でも 5 分前後かかっているんですね。

5 分で警報が出てきて、それから外に出てきたら、ひよっとしたら途中で巻き込まれるかもしれない。

だから、これだけの大きな地震、これはマグニチュード 8.7 で、関東大震災はマグニチュード 7.9 ですから、それよりも増した 8.7 といったらこれは揺られるというような問題じゃないんですよ、もう倍以上の揺れがきますので。

地震が起きた段階で藤沢市の警報体制というのはどういう風になっているんですか。

この大きな地震が来た時に、我々住民は、何か警報が出るだろうと思っているが直ちに警報を出すような体制は取られているのですか？

〈藤沢市〉

よろしいですか、ありがとうございます。

まず藤沢市の方で震度予測や予報は出せないの、気象庁からの発表になると思います。

その中で、Jアラート、今朝がたの北朝鮮のミサイルの発射で騒がれていましたけど、Jアラートを本市でも受信してまして、受信した後にすぐさま、防災行政無線に連動して、自動的に皆さんに周知をするというところで、まずは、安全の確保をしていただくということを早急に行うことができます。

その後、津波警報や注意報が発表された場合も J アラートと連動しまして、一斉に周知をすることができますので、住民の方にとっては、先ほども申し上げた通り市の方で判断することはできないのですが、国の方からきた情報についてはすぐさま伝達をするような体制は取れています。

〈市民〉

Jアラートが来るのは何分後ですか。

15 分後に来たって遅いんですよ。

〈藤沢市〉

そうですね、その何分後というところに関しては

〈市民〉

それが問題になってるんですよ。

〈藤沢市〉

当然、どこで地震が起きるか、どれくらいの規模で起きるかというところにもよってきますので、地震が発生して1分後にJアラートが起動するであるとか、2分後、3分後であるというところは申し上げることはできないのですが、数値が入った時点でJアラートが発動して住民の皆様にお知らせができるというような体制でございます。

〈市民〉

所詮、言い訳じゃないですか。

〈藤沢市〉

言い訳ではなく、それがシステムとしての形になっていますので。

少なくとも、市の方では国の方からきた情報をすぐさま伝えられるような体制は保っています。

〈藤沢市〉

最後にですね、私の方から。

今日は津波避難施設の説明ということですが、先ほど神奈川県の説明にもありましたが、こういったハード面である施設にだけ頼るということだけではなく、やはり先ほどお話がありました、どうやって逃げるか。

地域で作った西浜地区の津波防災マップにつきましても、施設ができてからどういう風なマップを作るかということをお話し合いながら、逃げるタイミングであるとか、藤沢市と地域と一緒に避難訓練を行うであるとか、そういったことをソフト面の対策として行っていないと、実際に施設が完成しても、先ほど指摘があったように、避難が間に合わないという可能性もあります。

そこは、一つの安心感ということで捉えるには、やはり地域の方も一緒になってこの施設を造ったあとの避難訓練を行うなど、そういったことをしていただきたいと思います。

ちなみに、11月5日にこの3地区で津波総合防災訓練があり、そういったことも年に1回取り組んでいますが、それとは別に地域でも独自でそういった訓練をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

〈藤沢市〉

ありがとうございました。

お時間も過ぎてしましまして大変申し訳ございません。

皆様のご協力により、円滑に今回の説明会を迎えることができたと思います。

では、最初に申し上げました通り、お名前を書いた用紙に関しては椅子の方に置いていただいて構いませんので、これにて説明会を終了させていただきたいと思います。  
本日はありがとうございました。